

## 2. 手続きに必要となる主な持ち物

死亡届提出後に必要な手続きは、一人ひとり違います。

市役所で手続きを行う際に必要となる、主な持ち物をご案内します。

なお、それぞれの手続きに必要な持ち物は、P.13以降の手続き概要をご確認ください。

また、手続きによっては、戸籍謄本（抄本）が必要になる場合があります。

戸籍の取得については、本籍のある市区町村へお問い合わせください。住民票、

戸籍謄本などを請求される場合は、請求者の本人確認書類（下記参照）が必要です。

### ◆ご遺族（来庁者）のもの

<input type="checkbox"/>	喪主（葬祭を行った方）や各手続きの請求者の認印
<input type="checkbox"/>	本人確認書類（下記①から1点、もしくは②から2点） ① 公的機関が発行した顔写真付きの本人確認資料 <input type="checkbox"/> 運転免許証（運転経歴証明書） <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 障害者手帳 などいずれか1点 ② 上記①がない場合は、公的機関が発行した証明書 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 などいずれか2点
<input type="checkbox"/>	葬儀費用の支払いがわかるもの（下記のいずれか） ・領収書 ・料金納付済みの市営葬儀使用許可書 ※持参しなくてもおくやみコーナーのご利用はできます（その場合は郵送等後日の手続きをご案内します）
<input type="checkbox"/>	喪主や各手続きの請求者の振込先口座情報がわかるもの（預金通帳、キャッシュカード等）

### ◆故人のもの（該当するものがあれば、ご持参ください）

・国民健康保険被保険者証・資格確認書

（高齢受給者証※70歳以上の方、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証）

・後期高齢者医療資格確認書※75歳以上の方（特定疾病療養受領証）

・介護保険被保険者証（負担割合証、負担限度額認定証）

・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（重度障害者医療証）

・印鑑登録証

・その他市役所から交付された書類（タクシー利用券、図書館利用カードなど）

※見当たらない場合は、ご来庁の際に各窓口でお知らせください。

### ◆その他

・死亡届の写し

・委任状

（世帯主変更の届出を故人と別世帯の方が行う場合、住民票や戸籍謄本等の請求を代理人の方が行う場合）

### ◆個人情報の取扱いに関する（予約にあたって下記事項の承諾をお願いしております。）

・必要手続き抽出のため、来庁者及び故人の情報を市役所内の関係課に提供します。

・正確な事務手続きのため、担当職員は住民基本台帳に登録された故人の情報を閲覧します。

※収集した個人情報については、おくやみコーナーでの手続き以外には使用いたしません。



⇒委任状の見本はこちら